

(地Ⅲ170F)

平成28年11月8日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

インフルエンザのウイルスサーベイランスに関する質疑応答（Q&A）について

本年4月1日から、感染症に関する情報収集体制の強化として指定提出機関制度を創設すること等については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布及び一部施行について」（平成27年10月27日付文書（地Ⅲ143F））をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、感染症発生動向調査に係るインフルエンザのウイルスサーベイランスの実施に関するQ&Aがとりまとめられ、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛に別添の事務連絡がなされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成 28 年 11 月 2 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

インフルエンザのウイルスサーベイランスに関する質疑応答（Q&A）について

感染症発生動向調査に係るインフルエンザのウイルスサーベイランスについては、本年 4 月 1 日から指定提出機関制度を創設し、検査の精度管理を実施する等の情報収集体制の強化を行ったところですが、当該サーベイランスの実施に関して、今般、別紙のとおり Q&A をとりまとめましたので、御了知の上、業務の参考としていただき、適宜、貴管下関係機関に対し周知願います。

インフルエンザのウイルスサーベイランスに関する質疑応答（Q&A）

<インフルエンザ様疾患について>

Q 1 インフルエンザ病原体定点（指定提出機関）からの検体の提出対象として、インフルエンザ様疾患（Influenza-like Illnesses：ILI）を含むことになったが、対象となる症状はどのような場合か。

A 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づくインフルエンザの届出基準の臨床症状として定めている通り、「突然の発症、高熱、上気道炎症状及び全身倦怠感等の全身症状」を満たすものを想定している。

一方で、「インフルエンザ様疾患発生報告」の継続等について」（平成22年7月15日健感発0715第2号。以下「本通知」という。）において、「38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状（鼻汁、鼻閉、咽頭痛又は咳のいずれか1つ以上）」を呈した場合をインフルエンザ様症状としており、届出基準の症状をすべて満たす者がいない場合でも、本通知の症状を満たせば、検体の提出対象となる。

Q 2 ILIは、インフルエンザ流行期だけでなく、非流行期においても検体の提出対象に含まれるか。

A 2 症状を基準として提出いただくものであることから、インフルエンザ流行期・非流行期を問わず、提出対象に含まれる。その理由として、インフルエンザのサーベイランス全体を考慮した場合、検査対象の母集団の症状を一定に取り扱うことが、ウイルス株分離の目的のみならず、シーズン開始の探知やインフルエンザによる健康被害（負荷）の評価などの結果の解釈がより正確となることによる。

Q 3 標準作業書（Standard Operating Procedures：SOP）を作成するに当たって、インフルエンザとILIを別々にすべきか。

A 3 必ずしも別々にSOPを作成することは要しない。

<インフルエンザの検体提出について>

Q 4 インフルエンザ病原体定点（指定提出機関）から提出する検体数として、少なくとも流行期には週に1検体、非流行期には月に1検体とされているが、1週間及び1ヶ月の間で、それぞれ対象患者から検体を採取する時期としてはいつが適切か。

A 4 各医療機関における患者の受診状況や診療体制及び保健所や地方衛生研究所の実施体制等の個別の事情を考慮し、柔軟に対応いただきたい。

例えば、流行期には週の初めに受診した対象患者、非流行期には月の初めに受診した対象患者から採取する等あらかじめ決めて、対象症例を系統的に選択する方法がある。

Q 5 特に非流行期において、対象検体が集まらず、月に1検体の提出が困難な場合はどうすればよいか。

A 5 A 1 で示した通り、I L I の症状であれば当該患者の検体を提出いただくこととなるが、それでもなお、対象患者がいない等、検体の収集ができない場合には、検体提出の必要はない。

<検査結果の報告について>

Q 6 医療機関から提出されたインフルエンザ（I L I を含む。）の検体について、検査結果はすべて国への報告（病原体検出情報システムへの入力）が必要か。

A 6 感染症法第 14 条の 2 に基づき、医療機関から提出された検体について検査を実施した場合は、陰性例も含めて結果の報告が必要である。

なお、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査として実施した検査については、同法施行規則第 9 条に従って、重要と認めるものについて行うこととしている。